

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 8 年 8 月 28 日受付分)

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク

縦覧期間

令和 8 年 8 月 28 日 (金) から
令和 8 年 9 月 11 日 (金) まで

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市加古川町粟津383番地の2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育支援、英語学習支援、メンタルサポート、コーチング及び家族関係向上支援に関する事業を行い、青少年の健全育成、家庭教育力の向上、高齢者の生きがいづくり、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) グローバル英語教育・学習支援事業
- (2) 家族関係向上教育・学習支援事業
- (3) カウンセリング・コーチング事業
- (4) 地域交流・社会貢献事業
- (5) 講演・研修事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1～2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法による表決者、オンライン会議システムによる表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者、オンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NP法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	坂本裕史
副理事長	佐桑史基
理事	廣谷敏二
監事	古原治奈

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)0円
- (2) 年会費 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)0円

役員名簿

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク

[illegible]

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

設立の趣旨

私はこれまで17年間の米国生活を通じて、多様な文化や価値観に触れながら、教育、人材育成、家族関係の重要性について深く学んでまいりました。また、教員としての学びや経験に加え、認定上級メンタルカウンセラーおよび認定コーチとして、人々の成長と課題解決を支援する活動にも取り組んでおります。近年、日本社会では少子高齢化、家庭内コミュニケーションの希薄化、不登校や引きこもり、孤独・孤立、定年後の生きがい喪失など、多くの社会的課題が顕在化しています。その一方で、人々が安心して相談し、学び合い、成長できる地域コミュニティは減少傾向にあります。こうした現状を踏まえ、教育、英語学習支援、カウンセリング、コーチングを通じて、一人ひとりが希望ある未来を描き、家族や地域とのつながりを深めながら成長できる社会づくりに貢献することを目的として、NPO法人の設立を計画しております。

なお、これまでの活動は任意団体として行ってまいりましたが、任意団体のままでは、契約の締結や銀行口座の開設を代表者個人の名義に頼らざるを得ず、活動の継続性や責任の所在が不明確になるという限界があります。また、学校・行政・地域団体との連携、公共施設の利用、助成金の申請等においても、法人格を持たない団体では社会的信用の面で制約があります。特定非営利活動法人の法人格を取得することで、団体としての権利義務の主体を明確にし、透明性の高い運営のもとで行政や関係機関と継続的に連携しながら、活動を安定的かつ持続的に発展させていくことができると考え、ここに特定非営利活動法人を設立するものです。

基本理念

「家庭から社会を変える」

家庭は人生最初の学びの場であり、人間形成の基盤です。親子関係や夫婦関係が豊かになることで、子どもたちの健全な成長が促進され、地域社会全体の活力向上につながります。私たちは、人と人との対話と学びを通じて、家庭の幸福と地域社会の発展に貢献することを目指します。

将来ビジョン

私たちは、子どもから高齢者までが安心して集い、学び、相談し、成長できる地域の拠点づくりを目指します。また、教育・英語・カウンセリング・コーチングを融合した独自の支援モデルを構築し、家庭の幸福と地域社会の発展に寄与する活動を全国へ広げていきたいと考えています。

結び

人は誰もが成長する力と可能性を持っています。その力を引き出し、希望ある未来へ向かう歩みを支援することが私たちの使命です。教育と対話を通じて家庭を元気にし、家庭を通じて地域社会を元気にする。その理念のもと、多くの方々と協力しながら持続可能な社会貢献活動を推進してまいります。

2 申請に至るまでの経過

令和7年4月 グローバルファミリー支援活動の発足

令和7年5月 教育・メンタルサポート活動の実施

令和8年3月 特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワークの設立を有志で確認

令和8年5月 特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワークの設立総会開催

令和8年5月31日

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク

設立代表者

氏名 坂本裕史

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク

1. 基本方針

初年度の事業実施の方針は、「今後の活動の基盤づくり」。目の前のことだけを考えるのではなく、持続可能な活動にするためにも足場を固め、仲間集めや啓もう活動を重点に置いていきます。次年度以降のために基盤づくりを目指します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定 人数	収益見込 (千円)
(1)グローバル英語教育・学習支援事業	コミュニケーションと多様な価値観の理解を目的とした、子ども・大人向けの少人数制英語教室の開催	月1回(年間約12回)	当法人事務所およびオンライン	地域の小中学生、英語学習を希望する成人 20名	240
(2)家族関係向上教育・学習支援事業	親子の対話術や夫婦間のコミュニケーション改善をテーマとしたワークショップの定期開催	2ヶ月に1回(年間6回)	当法人事務所または地域の公共施設	子育て中の保護者、家族関係に悩む方 30名	80
(3)カウンセリング・コーチング事業	不登校や引きこもり、定年後の生きがい喪失などの課題に対する個別メンタルサポート・コーチング	予約制(年間約20件)	当法人事務所およびオンライン	青少年、保護者、高齢者など 20名	80
(4)地域交流・社会貢献事業	子どもから高齢者までが自由に集い、学び合える「多世代交流コミュニティカフェ」の運営	月1回(年間12回)	当法人事務所	地域の住民全般 50名	160
(5)講演・研修事業	「家庭から社会を変える」をテーマにした、教育機関や地域団体向けの出張講演・メンタルヘルス研修	四半期に1回(年間4回)	兵庫県内の学校・公民館等	教育関係者、保護者、地域住民 50名	240

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

.....

(2)事務局体制

事務局長:佐桑史基、事務局スタッフ:廣谷敏二

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク

1. 基本方針

初年度に構築した基盤を土台に、各事業を丁寧に継続します。活動規模を追うのではなく、一人ひとりの声にじっくり耳を傾け、きめ細やかな対応を心がけることで支援の質を高めます。無理のない持続可能な運営を通じて、地域にとって変わらず安心できる「身近なよりどころ」として活動を根付かせていく一年といたします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定 人数	収益見込 (千円)
(1)グローバル英語教育・学習支援事業	コミュニケーションと多様な価値観の理解を目的とした、子ども・大人向けの少人数制英語教室の開催	月1回(年間約12回)	当法人事務所およびオンライン	地域の小中学生、英語学習を希望する成人 20名	240
(2)家族関係向上教育・学習支援事業	親子の対話術や夫婦間のコミュニケーション改善をテーマとしたワークショップの定期開催	2ヶ月に1回(年間6回)	当法人事務所または地域の公共施設	子育て中の保護者、家族関係に悩む方 30名	80
(3)カウンセリング・コーチング事業	不登校や引きこもり、定年後の生きがい喪失などの課題に対する個別メンタルサポート・コーチング	予約制(年間約20件)	当法人事務所およびオンライン	青少年、保護者、高齢者など 20名	80
(4)地域交流・社会貢献事業	子どもから高齢者までが自由に集い、学び合える「多世代交流コミュニティカフェ」の運営	月1回(年間12回)	当法人事務所	地域の住民全般 50名	160
(5)講演・研修事業	「家庭から社会を変える」をテーマにした、教育機関や地域団体向けの出張講演・メンタルヘルス研修	四半期に1回(年間4回)	兵庫県内の学校・公民館等	教育関係者、保護者、地域住民 50名	240

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

.....

(2)事務局体制

事務局長:佐桑史基、事務局スタッフ:廣谷敏二

.....

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク

(単位:円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		800,000
グローバル英語教育・学習支援事業	240,000	
家族関係向上教育・学習支援事業	80,000	
カウンセリング・コーチング事業	80,000	
地域交流・社会貢献事業	160,000	
講演・研修事業	240,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経 常 収 益 計		800,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		600,000
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品	300,000	
事業費計		600,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		80,000
消耗品費	50,000	
通信運搬費	20,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	10,000	

管理費計		80,000
経常費用計		680,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		120,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		120,000
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	
設立時正味財産額・・・⑤	0	
次期繰越正味財産額③－④＋⑤		50,000

令和9年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人グローバル家庭ネットワーク

(単位:円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		800,000
グローバル英語教育・学習支援事業	240,000	
家族関係向上教育・学習支援事業	80,000	
カウンセリング・コーチング事業	80,000	
地域交流・社会貢献事業	160,000	
講演・研修事業	240,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経 常 収 益 計		800,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		600,000
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品	300,000	
事業費計		600,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		80,000
消耗品費	50,000	
通信運搬費	20,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	10,000	

管理費計		80,000
経常費用計		680,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		120,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		120,000
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑤	50,000	
次期繰越正味財産額③－④＋⑤		100,000